

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月3日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成8年4月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月3日から12年12月16日まで

申立期間の標準報酬月額が15万円となっているが、当時の給料支払明細書を確認したところ、23万円前後の給料が支給されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成8年4月から同年9月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、事業主から標準報酬月額24万円に見合う給与額を支給され、標準報酬月額17万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の賃金台帳等の資料は、全て廃棄済であるため、申立てどおりの届出を行ったか、保険料を納付したか不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、平成8年10月及び同年11月、9年1月から10年9月まで、11年1月から同年3月まで及び同年5月については、申立人から提出された給料支払明細書により、保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している又はそれを下回っていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成11年6月から同年12月までの期間については、申立人から提出された11年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成8年12月、10年10月から同年12月まで、11年4月、12年1月から同年11月までの期間については、申立人からは給料支払明細書の提出は無く、当該期間に係る申立人の給与額及び保険料控除額を確認できないところ、i) 8年12月、10年10月から同年12月まで及び11年4月については、前後の月の給料支払明細書に記載された保険料控除額に変動が見られないこと、ii) 12年1月から同年11月までの期間については、申立人から提出された同年6月以降の預金通帳の写しによると、給与振込額は上記の11年1月から同年3月まで及び同年5月の給料支払明細書の給与支給額とほぼ一致していることから、当該期間についても従前と同額の厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成13年3月から20年10月までの期間及び同年12月から21年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年3月から同年7月までは34万円、同年8月及び同年9月は32万円、同年10月から14年1月までは34万円、同年2月は30万円、同年3月は34万円、同年4月は32万円、同年5月から15年10月までは34万円、同年11月は32万円、同年12月及び16年1月は34万円、同年2月は32万円、同年3月から17年1月までは34万円、同年2月は32万円、同年3月から同年10月までは34万円、同年11月及び同年12月は32万円、18年1月から同年3月までは34万円、同年4月は36万円、同年5月から同年7月までは34万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月から19年2月までは36万円、同年3月は34万円、同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月から20年2月までは34万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年12月は34万円、21年1月は32万円、同年2月から同年5月までは34万円、同年6月から同年8月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は34万円、申立期間③は29万2,000円、申立期間④は26万6,000円及び申立期間⑤は13万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成13年3月から21年8月まで
② 平成16年8月20日
③ 平成17年8月20日
④ 平成18年8月20日
⑤ 平成20年8月20日

ねんきん定期便が届いて初めて知ったが、申立期間①についての標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②から⑤までについて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているのに賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成13年3月から20年10月までの期間及び同年12月から21年8月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成13年3月から同年7月までは34万円、同年8月及び同年9月は32万円、同年10月から14年1月までは34万円、同年2月は30万円、同年3月は34万円、同年4月は32万円、同年5月から15年10月までは34万円、同年11月は32万円、同年12月及び16年1月は34万円、同年2月は32万円、同年3月から17年1月までは34万円、同年2月は32万円、同年3月から同年10月までは34万円、同年11月及び同年12月は32万円、18年1月から同年3月までは34万円、同年4月は36万円、同年5月から同年7月までは34万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月から19年2月までは36万円、同年3月は34万円、同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月から20年2月までは34万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年

9月及び同年10月は34万円、同年12月は34万円、21年1月は32万円、同年2月から同年5月までは34万円、同年6月から同年8月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務（平成20年12月から21年8月までの期間を除く。）を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しているが、当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成20年12月から21年8月までの期間についても事業主は不明と回答している上、当該事業所が別途事務手続を行ったとの事情は見当たらないことから、従前の期間と同様の標準報酬月額の届出が行われたと推認でき、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成20年11月については、申立人から提出された給料支払明細書によると、保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②、③、④及び⑤については、申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年8月20日は34万円、17年8月20日は29万2,000円、18年8月20日は26万6,000円、20年8月20日は13万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る賞与の支給日については、賞与支払明細書には記載が無く、申立人及び事業主が不明と回答していることから、申立期間②の前の賞与支給月（平成15年12月）の記録と同じく20日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 11 月から 15 年 6 月まで
② 平成 15 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①については、標準報酬月額が実際の給与額よりも低くなっているため、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、パート社員として平成 15 年 8 月 31 日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同年 7 月 1 日となっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 19 万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成 15 年 7 月 1 日）の後の同年 10 月 9 日付けで、14 年 11 月 1 日まで遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社における元同僚 39 名についても、オンライン記録によると、平成 15 年 10 月 9 日付けで、14 年 11 月 1 日まで遡って標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該事業所において社会保険事務担当であった元取締役は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料を解消するために、遡って従業員の標準報酬月額を引き下げた。標準報酬月額を引き下げることについて、従業員に説明しなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成 15 年 10 月 9 日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、社会保険事務所が

行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元同僚4名について、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後も雇用保険の記録が確認できるところ、当該元同僚の一人は、「私もパート社員として平成15年7月以降も勤務していましたが、15年7月分の給与明細書を見たら厚生年金保険料が控除されてなかったのので、会社に聞いたところ、経営状態が悪いので国民年金に変更してくださいと言われました。」と証言している。

また、当該事業所において社会保険事務を担当していた元取締役は、「資格喪失後の給与から厚生年金保険料を控除することはないです。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人は、当該期間において、国民年金を申請免除していることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に廃業しており、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年7月から15年5月までは41万円、同年6月から17年1月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は6万4,000円、申立期間③及び申立期間④は87万6,000円並びに申立期間⑤は85万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②、③、④及び⑤の厚生年金保険料（申立期間④及び⑤については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月から17年1月まで
② 平成15年5月20日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年7月10日
⑤ 平成16年12月20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、標準報酬月額が実際に控除されていた厚生年金保険料の額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②及び③については賞与の記録が無く、申立期間④及び⑤の賞与については、標準賞与額が実際に控除されていた厚生年金保険料の額に見合う標準賞与額よりも低く記録されている。

申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書及び賞与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成14年7月から同年12月までの期間、15年2月から同年6月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、16年2月、同年5月、同年7月から同年11月までの期間及び17年1月については、申立人が所持する給与明細書により、当該期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（14年7月から同年9月までは26万円、同年10月から15年8月までは24万円、同年9月から16年1月までは26万円及び同年2月から17年1月までは36万円）よりも高額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料控除額から、平成14年7月から同年12月までの期間、15年2月及び同年3月は41万円、給与明細書における報酬月額から、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月、同年8月から同年10月までの期間、16年2月、同年5月、同年7月から同年11月までの期間及び17年1月については44万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、平成15年1月、同年7月、同年11月から16年1月までの期間、同年3月、同年4月、同年6月及び同年12月については、申立人は給与明細書を所持していないが、i) 申立人が所持する当該期間の前後期間に係る給与明細書における給与支給額及び保険料控除額が一致していること、ii) 申立人が所持する預金通帳の当該期間の給与振込額は、当該期間の前後期間における給与差引支給額と一致していることから、申立人の当該期間における給与支給額及び保険料控除額は、その前後期間と同額であったことが推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、その前後の給与明細書における厚生年金保険料控除額から、平成15年1月は41万円、報酬月額から、15年7月、同年11月から16年1月までの期間、同年3月、同年4月、同年6月及び同年12月は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行

については、事業主は、当該期間に係る届出について誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②及び③については、申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、当該期間において賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

また、申立期間④及び⑤については、申立人が所持する賞与明細書により、当該期間における申立人の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、いずれもオンライン記録の標準賞与額（申立期間④は 36 万円、申立期間⑤は 52 万円）よりも高額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額については、賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、申立期間②は 6 万 4,000 円、申立期間③及び申立期間④は 87 万 6,000 円、申立期間⑤は 85 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②、③、④及び⑤に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る届出について誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（申立期間④及び⑤については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月及び同年12月、54年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、53年11月及び同年12月は26万円、54年2月は24万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年6月から同年9月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月から54年9月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年11月及び同年12月、54年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年9月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、当該期間における申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（22万円）より高額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書における保険料控除額から、昭和 53 年 11 月及び同年 12 月は 26 万円、54 年 3 月及び同年 4 月は 26 万円、同年 6 月から同年 9 月までは 26 万円、給与明細書における報酬月額から、54 年 2 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賃金台帳、源泉徴収簿等が廃棄済みであることから、分からない旨回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月、54 年 1 月及び同年 5 月については、上記給与明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致している又はそれを下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。